

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援 重要事項説明書

あなた（以下「利用者」といいます。）に対する介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント計画（以下「サービス計画」といいます。）の提供開始に当たり、結城市東部地域包括支援センターたけだ（以下「事業所」といいます。）があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所名	結城市東部地域包括支援センターたけだ
所在地	結城市大字結城字健田12744番地
連絡先	電話：0296-45-5501 FAX：0296-45-5502
事業所番号	0800700023
管理者名	高橋 史創
営業日	月曜日～土曜日（日曜日・年末年始は休み）
営業時間	午前8時30分～午後5時00分
サービス提供実施地域	日常生活圏域（東地区）

2 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 同樹会
所在地	結城市大字結城字健田12744番地
連絡先	電話：0296-33-8855 FAX：0296-45-8035
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 大木 準

3 事業所の職員体制

令和6年4月1日現在

職種	人員数	職務内容
管理者	1	事業所の代表・管理統括
主任介護支援専門員	1	※管理者を兼ねる
保健師	1	第1号介護予防支援業務
社会福祉士	1	

4 事業の目的・運営方針

（1）事業の目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

(2) 運営方針

- ア 介護保険法等関連法令を遵守します。
- イ 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようサービス計画の作成を行います。
- ウ 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- エ 利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。

5 提供する介護予防サービスの内容

(1)サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none">①利用者のお宅を訪問し、利用者及びご家族に面接して、解決すべき問題を把握します。②自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を、適切に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。③提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成します。④サービス計画の原案に位置づけた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象となるないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者及びご家族に説明し、その意見を伺います。⑤サービス計画の原案は、利用者及びご家族と協議した上で、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。
(2)介護予防サービス事業者等との連絡調整・便宜の供与	サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
(3)サービス実施状況の把握・介護予防サービス計画等の評価	<ul style="list-style-type: none">①利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。②利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてサービス計画の評価、変更等を行います。③介護支援専門員等が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。
(4)給付管理	サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行い、茨城県国民健康保険団体連合会に提出します。

(5)相談・説明	介護保険や介護に関することについて、幅広く相談に応じます。
(6)医療との連携・主治医への連絡	サービス計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得た上で関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
(7)財産管理・権利擁護等への対応	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関係機関への連絡を行います。
(8)サービス計画の変更	利用者がサービス計画の変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合は、利用者の意見を尊重して、合意の上、介護予防サービスの変更を行います。

6 サービスの利用料及び利用者負担

(1) 利用料

サービス計画作成に要する費用は、介護保険法及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に基づき下記の額とします。今後、介護保険法及び上記基準に変更があった場合は、金額が変更となる場合があります。

事業者のサービス計画の作成・変更、サービス事業者との連絡調整、相談説明等については、原則として利用者の負担はありません。

種別	サービス内容	単位 ^{*1}	料金
介護予防支援	介護予防支援費	442単位	4,512円 (1箇月)
	初回加算 ^{*2}	300単位	3,063円
	委託連携加算 ^{*3}	300単位	3,063円
第一号介護予防支援	介護予防ケアマネジメント費	442単位	4,512円 (1箇月)
	初回加算 ^{*2}	300単位	3,063円
	委託連携加算 ^{*3}	300単位	3,063円

- * 1 結城市は地域区分が7級地のため、1単位=10,21円となります。
- * 2 指定介護予防支援事業所において、新規にサービス計画を作成する利用者に対し、指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として1月につき所定単位数を算定。ただし、委任者が委任している居宅介護支援事業所を変更し、新規にサービス計画を作成するときは、初回加算は算定しないものとする。なお、ここでいう「新規利用者」とは、過去2月以内においてサービス計画作成のない利用者を言う。
- * 3 委託連携加算とは、サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を提供し、サービス計画の作成等に協力した場合利用者1人につき初回に限り加算される。

※介護保険適用の場合でも、利用者に介護保険料の滞納等がある場合には、一度1箇月当たりの利用料として、上記の料金を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。(サービス提供証明書を市役所介護保険課の窓口に提出しますと、後日払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者負担となる場合もあります。)

(2) その他の費用

ア 申請代行

要介護認定等の申請代行に係る費用については無料です。

イ 解約料

利用者はいつでも解約することができ、解約に係る費用負担はありません。

ウ 交通費

利用者が結城市内に居住している場合は無料です。ただし、利用者が現に結城市以外に居住している場合は、利用者・事業者協議のうえ決定します。

7 契約の有効期間と更新について

(1) 契約の有効期間

契約の有効期間については、次に掲げるとおりとなります。

ア 要介護認定の認定区分が要支援1又は要支援2の認定期間

イ 介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の認定を受けてから、12箇月後の末日まで又は要介護認定の認定区分が要支援1若しくは要支援2又は要介護（要介護1から要介護5）の認定を受けるまでの期間

(2) 契約の更新について

前項のアに該当する利用者については、有効期間の満了日までに契約を終了する申出がない場合には、次の要支援1又は要支援2の認定期間まで、自動的に更新されます。以後も同様とします。

8 プライバシーの保護

事業者は、利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意が必要となりますので、「個人情報使用同意書」の同意欄に記名押印をいただくことになります。

9 相談・苦情等の窓口

指定介護予防支援又は第1号介護予防支援に関する相談・苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

(1) 当事業所の窓口

事業所名	結城市東部地域包括支援センターたけだ
相談苦情窓口	管理者 高橋 史創
受付時間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時00分
所在地	結城市大字結城字健田12744番地
電話番号	0296-45-5501
FAX	0296-45-5502

(2) 結城市的窓口

結城市役所 介護福祉課 地域ケア推進係	所在地 結城市中央町二丁目3番地 電話番号 0296-34-0324（直通） 受付時間 月曜日～金曜日（土・日・祝祭日・年末年始は休み） 午前8時30分～午後5時15分
---------------------------	---

介護保険に関する相談・苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

結城市役所 介護福祉課 介護保険係	所在地 結城市中央町二丁目3番地 電話番号 0296-34-0417（直通） 受付時間 月曜日～金曜日（土・日・祝祭日・年末年始は休み） 午前8時30分～午後5時15分
-------------------------	---

(3) 茨城県の窓口

茨城県国民健康 保険団体連合会 介護保険課	所在地 水戸市笠原町978-26 電話番号 029-301-1565 受付時間 月曜日～金曜日（土・日・祝祭日・年末年始は休み） 午前9時～午後5時
-----------------------------	---